

令和 6 年 第 8 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 8 月 13 日（火）

午後 2 時 01 分から午後 2 時 52 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	山田 哲郎	8 番	欠	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	欠
富武 聖一	河野 道也	欠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	欠	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

橋本 孝博

農地利用最適化推進委員

松下 潤一

上田 誠

田中 起代登

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 01 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可書の返納について

日程第 4 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 8 議案第 44 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 01 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 それではただ今から令和 6 年第 8 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長 こんにちは。
大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。連日の猛暑で体調を崩しているという事を近頃聞きますので、皆さん方も十分に休養をとってお仕事をして頂ければと思います。
総会後にタブレットの講習会がありますのでみなさんどうかよろしくお願いします。

議 長 それでは、只今より令和 6 年第 8 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、2 番 五嶋一精委員、3 番 田尻かほる委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」
令和〇年第〇回宇城市農業委員会総会において承認されました議案第〇号、審議番号〇番の〇〇町〇〇の太陽光発電設備の案件につきましては、許可書返納となりましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、ご了解をいただきたいと思います。

議 長 日程第 4、議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上

程し、議題といたします。

議案第 40 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 8 月 13 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番及び 2 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 3 番は、	三角 4	富武委員より
申請番号 4 番及び 5 番は、	不知火 1	上田委員に代わりまして
	5 番	村嶋委員より
申請番号 6 番は、	松橋 2	近藤委員より
申請番号 7 番は、	松橋 4	澤村委員より
申請番号 8 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 9 番は、	小川 1	森田委員より
申請番号 10 番及び 11 番は、	小川 4	河島委員より
申請番号 12 番は、	12 番	北岡委員より

それぞれ説明を求めます。

山本推進委員

申請番号 1 番について説明します。申請理由は規模拡大による売買です。渡人の家から東に 40m の地点に申請地があります。受人が今、カスミ草を栽培しております。問題はないと思われます。

次に 2 番について説明します。申請理由は規模拡大による売買です。申請地は〇月 10 日の総会で審議して頂いた申請番号 7ー〇と 7ー〇に隣接しており、一体として利用したいとの事でした。何ら問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

富武推進委員

申請番号 3 番について説明します。申請理由は経営規模拡大による売買です。場所は〇〇の〇〇小学校から西へ 100m 程入った山間の中にあります。渡人は〇〇県在住ということで先般まで受人へ栽培を依頼されておりましたが、高齢という事もありこのまま土地を荒らしたくないという理由から、受人への売買となりました。現地確認も行いましたが、非常に手入れもされており草も

ほぼないような状態で健全な畑と見受けられました。何ら問題ないかと思われますのでご審議のほどよろしくお願い致します。

村嶋委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇中学校より西へ3km位行った所の集落です。この案件は規模拡大による売買です。これは弟が兄へ売るという案件で、ここで柿を作られるという事です。何ら問題ないと思います。

続きまして、申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。これは4番と同じで渡人は同じ人です。新規就農による売買ということで、渡人の姪子に売るという事で、ブルーベリー、柿を作られるという事でした。何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしくお願い致します。以上です。

近藤推進委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買となっております。親族間による売買となります。備考欄にも書いてありますが、みかん、栗、柿を作られるという事でした。金額も記載のとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

澤村推進委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。場所は〇〇公民館南側から100m位行った所になります。受人は酪農、レンコン、水稻を経営されており、何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしくお願い致します。

坂本委員

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人は〇〇に在住ですが、以前おじいちゃんの時代は当地区の〇〇に住まわれていたという事です。その時に受人に当初から貸しておられ、かなり長い年月〇〇〇〇-1は受人のお父さんの時代から耕作をされていたという事です。他の3筆は、今回、耕作者が返されたという事で今回、渡人から受人の方へ売買のお願いがあったという事で、今回、申請があがっています。受人には問題はないと思いますが、専業農家で認定農業者であるという事で何ら問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

森田推進委員

申請番号9番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親戚間の贈与です。渡人と受人は甥、おじという続柄の親戚です。事務局から問い合わせがありました、4筆のうちの下3筆が現在耕作されていない、ちょっと荒地になっているということで、事務局からもこの申請があった時に、耕作できる状態に今年中にするか確認がとれたと思いますが、私も受人に確認しました所、今年の冬の内には耕作できるように重機を使って整地しなোসという

事でした。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

河島推進委員 申請番号 10 番、11 番について説明します。なお、それぞれの申請者の渡人、受人が同一でありますので一緒に説明したいと思います。詳細は記載のとおりです。この案件はお互いの遠隔地にある農地と近くにある農地とを交換して利便性を求めた所有権移転です。長年に渡り、それぞれの農地への移動や水管理をはじめとする農作業の負担が大きい為、二者間で話し合いがもたれていました。交換後は水稻を栽培されるという事です。多少、面積に違いはありますが両者間で理解、納得されておりますので何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。以上です。

北岡委員 申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。当地は以前より、売却を希望され購入者を探しておられ、この度隣接地を耕作する受人が購入する運びとなりました。受人は認定農業者で主に生姜、干し柿、野菜などを生産される〇〇代半ばの若手農業者であり、取得後は渋柿を植える予定です。

また、受人の圃場と隣接してある為、今後、効率的な作業ができるものと考えられ、許可は可能と思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 12 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 はい、森田推進委員をお願いします。

森田推進委員 申請番号 6 番の申請理由が、新規就農による売買となっておりますが、〇〇〇㎡を購入されたという事ですが、経営面積が何ら入っていない、全くこれだけの面積からスタートする新規就農者なのかという事について、近藤委員お願いします。

近藤推進委員 はい。

議 長 近藤推進委員をお願いします。

近藤推進委員 はい、6 番について説明させていただきます。新規就農による売買とありますが、実際は親族間で、もう実際にみかん、栗、柿が植えてある状態でありまして、

その管理をできないと、渡人が〇〇市から毎年、管理されに来られていたのですが、近くに兄弟の受人がいらっしゃいますので、管理をお願いするというかたちで申請されております。以上です。

森田推進委員 はい。

議 長 森田推進委員お願いします。

森田推進委員 この質問をしたのは何かというと、その新規就農者が国の交付金を新規就農支援で申請する事例を時々聞くんですが、多分この受人は交付金の申請をしていないとは思いますが、自分達が懸念する案件が〇〇でもありまして、新規就農したいということで、昨年から田畑の管理をしている人がおられますが、先月、本人と話をしてみてもそのやり方で、本人の考えていることとかいろいろ聞くと農業を継続することは難しいだろうと思うような人が今どきのブームというか新規就農をしたがる傾向があるのですが、そういう時に国からの就農給付金を申請されていく、これは農政課の方に申請されるかと思いますが、相談を受けたり人から話を持ち込まれたりする側として、その交付金を与えてしまうと長く続けきれない時は返還しないといけないという義務がありますので、その辺の扱いを委員として他の方はどう認識されているのかなという事を、ここは聞く場ではないかもしれませんが、意見として自分が懸念しているということで意見を出しておきたいと思います。

議 長 ありがとうございました。

杉田推進委員 はい。よろしいですか。

議 長 杉田推進委員、お願いします。

杉田推進委員 今、森田委員がおっしゃった意見ですけども、新規就農は今、年齢が伸びて45歳未満が新規就農の対象になるかと思います。ただ、新規就農の申請をする際には農政課にチェックがあって、どういう方針で農業をするのかなどそこら辺を審議されて、誰でも出せば通るというものではないと思います。また、毎年、年2・3回はどういう状況ですかということで農政課に来て、農業の状況の話をして、悪い所は市役所職員が指導したりして、できるだけ農業が続けられるようなシステムをとっていると思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。森田推進委員、いいですか。

森田推進委員 はい。

議 長 ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

河野公明委員 はい。

議 長 河野委員お願いします。

河野公明委員 私の近所にも〇〇を作るという事で〇反くらいの面積でされとる方がおられますが、給付金をもらいながら5年を過ぎた頃で、給付金がなくなったらちょっと収入的にも若干大丈夫かなと心配するのですが、誰でも簡単に新規就農されて実際やってみて、二進も三進もいかなくなって、最終的には赤字を作って辞めていかなくてはならないというのが散見されるので、その辺はきちんと市役所も精査をされて、相談を受けた委員もちょっと農業の厳しい事も言って、夢ばかりでは飯は食べていけないのでその辺が心配される所です。

議 長 ありがとうございます。
どなたかほかにありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号1番から12番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第40号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から12番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第41号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和6年8月13日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長 申請番号 1 番は、 三角 4 富武委員より
 申請番号 2 番は、 小川 5 野田委員より

それぞれ説明を求めます。

富武推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は貸倉庫となっていますが、申請人の〇〇が亡くなられ、その時に登記をされました。その時点で宅地と思っていた所が畑という事で違反に気づかれ、その是正申請という事で今回の申請になっています。始末書も添付してありますので、ご審議よろしくをお願いします。

野田推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。始末書添付となっていますが 30 数年前に転用なしに家を建てられたことからなっております。場所は国道〇線の〇〇のひとつ手前の信号を右に 7, 80m 行き、〇〇と〇〇の間の道を南へ 100 から 150m 行くと〇〇の〇〇線を左へ 5, 60m 行き、また、左へ 50m ほど入った住宅の一角です。審議方よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、幅 4 m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に〇〇保育園と〇〇医院があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番及び 2 番について説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番及び 2 番について承認される方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手です。よって、議案第 41 号の農地法第 4 条の規定による許可申請

について、申請番号 1 番及び 2 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 42 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 8 月 13 日 提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	不知火 2	吉利委員より
申請番号 2 番は、	不知火 3	早川委員より
申請番号 3 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 4 番は、	松橋 3	田中委員に代わりまして 事務局より
申請番号 5 番は、	小川 1	森田委員より
申請番号 6 番は、	小川 5	野田委員より
申請番号 7 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

吉利推進委員

申請番号 1 番について説明します。場所は〇〇駅の〇〇から〇〇へ 1 km 位行った所の集落です。所有権移転の前に防草シートがはってあったので、始末書添付となっております。受人が経営される会社の場所を駐車場として活用したいという事で申請がありました。排水も下の方に川が流れておりまして、自然排水という事で何ら問題ないかと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

早川推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。〇〇が〇〇等で紹介された為、最近〇〇が激増しており既存の〇〇ではまかないきれないという事で、この場所に〇〇駐車場を設けるという事です。場所は〇〇町〇〇地

区にあります。国道〇〇〇号添いの〇〇より 20m程、三角方面に行った所です。何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

中塘推進委員 申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の〇〇場の南側に位置します。渡人が離農に近い状態にあられますので、前々から渡人に〇〇〇等貸しておられました。この受人が資材とかいろいろ置く場所としての申請でございます。3ヶ所の隣接同意と区長、土地改良区の排水同意もとられております。何ら問題ないと思います。よろしくお願い致します。

事務局 申請番号4番について田中委員に代わりまして事務局より説明します。申請地は、〇〇郵便局の近くにある農地で、転用目的は個人住宅となっています。子どもの小学校が近いことや、4台分の駐車場が必要なこと、資金計画等合わせて家族で相談した結果、本申請地を選定されました。転用面積が〇〇〇㎡を超えていますが、申請地に入る為に必要な通路部分が〇〇〇㎡となっています。隣地に農地はなく、排水同意取られており、何ら問題ないと思われます。以上です。

森田推進委員 申請番号5番について説明します。賃貸借権での資材置場となっています。申請場所は県道〇〇線を〇〇小学校から〇〇に向かって行く時の途中に、〇〇という橋がありますが、その県道〇〇線沿いを今、〇〇の設置が進んでいる所ですが、その〇〇橋の橋を工事をする為の資材置場という事で、貸し借りが行われているという事での一時転用です。工事終了後は元に戻すことになると思います。よろしくお願いします。

野田推進委員 申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は特定建築条件付売買予定地となっております。場所は国道〇線の〇〇を過ぎますと、〇〇の信号があります。そして500m位行きますと〇〇駅へ行く信号、それをまた、500m位行った所の〇〇の信号を右折し、〇〇を過ぎて住宅横の一角の農地でございます。20戸程の宅地を作られるという事です。区長の排水同意もとられております。何ら問題ないかと思います。審議方よろしくをお願いします。

本田委員 申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備用地の地上権設定になります。この案件は令和〇年〇月〇日の総会において太陽光発電設備を設置する用地の売買の許可申請がおりておりましたが、国の指針により一部を改正する通達が行われ、事業計画の見直しが必要となった為、株式会社〇〇が許可の返納願いを出されたという事で、〇〇株式会社が再申請を行うという事です。排水同意、隣接同意あり許可は可能かと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、4番、6番、7番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号3番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号5番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、8カ月の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。 以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から7番について説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

野田推進委員 はい。

議 長 野田推進委員をお願いします。

野田推進委員 ○○町の現地検討会では質問が出たのですが、特定建築条件付売買予定地について、事務局から皆さんへ説明をお願いしたいと思います。

議 長 事務局をお願いします。

事務局 特定建築条件付売買予定地について説明を致します。特定建築条件付売買予定地は、当該土地について農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結して、転用事業者が指定する建設業者と土地購入予定者が当該土地に建設する住宅について、一定期間内概ね3ヶ月以内に建築請負契約を締結する事。

また、農地転用事業者が指定する建設事業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、土地を対象とした売買契約を解除するという契約になっている事。また、一定期間内に土地の全てを販売することができないと判断した時に、販売することができなかった残余の土地に転用事

業者自らが住宅を建設する事。今回の受入は令和〇年〇月までに全ての土地を販売できなかった場合に、自らが住宅を建設するとなっています。以上です。

議 長 ありがとうございました。
ほかに質問、ご意見等ありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 7 番について承認される方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 42 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 7 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 43 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 43 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 43 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年8月13日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。
以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しております総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案 22 ページから 24 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 406 番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案の 22 ページから 24 ページです。
今月は、農業公社が買い入れするのが 4 件で、農業公社が売り渡すのが 2 件です。面積は、田が 7,630 m²、畑が 2,600 m²の合計 10,230 m²です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 43 号について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 43 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 44 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 44 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明をお願いします。

事務局 議案第 44 号、「農地・非農地の判断について」
宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 13 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 44 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 44 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第8回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後2時52分) 職務代理者の号令による、起立、礼。